# 清明高校で「通級による指導」がはじまります

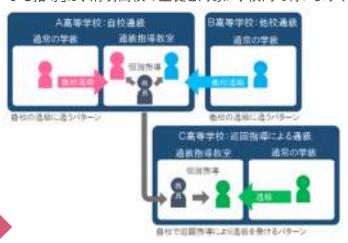
平成 30 年4月1日より高等学校における「通級による指導」が制度化されました。 清明高校が府立高校として初めて「通級による指導」に取り組みます。

## 高等学校における「通級による指導」とは・・・?

在籍する障害のある生徒が、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として、通常の授業とは別に、「特別の場」による生徒一人ひとりの「教育的ニーズ」に応じた学びに取り組む授業です。

清明高校で実施する「通級による指導」は、清明高校の生徒を対象に、校内で行います(自校通級)。

※通級による指導の種類



### 何を学習するところ?

特別支援学校学習指導要領「自立活動」に相当する内容について学習します。

清明高校では、「アカデミックスキル」「ソーシャルスキル」「ライフスキル」の3点を柱に、生徒一人ひとりの実態に応じて、「個別の指導計画」を作成し、学習内容を決定します。「通級による指導」は、個別の面談や学力補充とは異なります。

#### 履修登録・単位修得の認定について

教育課程上に「自立活動」を加え、個々の生徒に作成された「個別の指導計画」に沿って履修します。

個別の指導計画に基づく授業の取組状況や成果を評価し、単位修得の認定を行います。

単位修得の認定を受けた「自立活動」は、卒業の単位数に加えることができます。

イメージ1 ※卒業に必要な必履修科目及び選択科目を全て修得し、「通級による指導」を2単位修得した場合

74単位 + 2単位 = 76単位

イメージ2 ※卒業に必要な必履修科目及び選択科目を72単位修得し、「通級による指導」を2単位修得した場合

72単位 + 2単位 = 74単位

- ※「通級による指導」の単位認定に必要な出席時間数は、他の科目と同様です。
- ※他の必履修科目や選択科目との読み替えはできませんが、
- ※時間割は、対象生徒が既に登録している授業以外の時間・時期等を担当教員と調整・計画し実施します。

## 対象となる生徒について

原則として、医療機関にて**障害の診断を受けている生徒**のうち、本人・保護者から「通級による指導」の申込がある。

- 清明高校における様々な取組やサポート体制に加え、「自立活動」による指導が必要であると学校が判断する生徒。
- ※対象となる障害の種類及び程度は、小・中学校の通級による指導と同一・同程度です。
- ※「通級による指導」の対象以外の障害がある生徒や、障害の診断はなく学習面や生活面について困り感がある生徒については、清明高校における従来のサポートシステムや特別支援学校のセンター的機能等を活用し支援を行います。